		二十一　閉鎖された作業場所は、以下の措置を講じること。 イ　適切に通風すること。 ロ　メタン、酸素及び一酸化炭素の濃度を定期的に計測すること。 二十二　積載場所において、ビルジのｐＨ計測を定期的に行うこと。 二十三　ビルジによりビルジウェルが腐食する危険性がある場合は、ビルジウェルに当該ビルジが滞留しないよう措置を講じること。
石炭スラリー	COAL SLURRY	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ⑴　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ⑵　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五　積載場所のメタン濃度計測は、定期的に行うこと。 六　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
コークブリーズ	COKE BREEZE	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ⑴　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ⑵　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　航海中、積載場所を通風しないこと。 五　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 六　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 七　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。
魚 （ばら積み）	FISH （IN BULK）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。
蛍石 （フッ化カルシウム）	FLUORSPAR	一　食料及び腐食性物質と別の船倉又は区画に積載すること。 二　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ⑴　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ⑵　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 五　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
フライアッシュ （湿式）	FLY ASH, WET	一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。